

◆ゴルフ場に係る利用状況等による補正

コース規模		補正率
18ホール		1.00
18ホール未満	100,000㎡未満	0.80
	50,000㎡未満	0.60

ゴルフ場		
等級	ゴルフ場利用税	補正率
1級	1,200	1.00
2級	1,150	
3級	1,050	
4級	950	
5級	900	
6級	800	
7級	750	
8級	650	
9級	600	
10級	500	
11級	400	
12級	350	
その他ゴルフ場		
ゴルフ練習施設	併設あり	0.80
	併設なし	0.60

※補正率については、すべて連乗するものとする。

◆補正対象区分について

(1) ゴルフ場

ゴルフ場とは、ゴルフ競技を行うための施設を提供することを業務として営んでいる事業所のうち、次の①又は②に該当するものをいう。

- ① ホール数が18ホール以上であって、かつ、コースの総延長を総ホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100m以上の施設（当該施設の総面積が10万㎡未満のものを除く。）
- ② 18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であって、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設

(2) その他ゴルフ場

ゴルフ競技を行うための施設を提供することを業務として営んでいる事業所のうち、(1)に該当しない施設をその他ゴルフ場とする。ただし、ゴルフ練習場、ミニゴルフ場（ホール数が9ホール未満のもの）、バンカー及びパター用のもの並びに特定利用者専用のものは対象外とする。